

第232回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

平成29年11月 1 日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4361	鎌倉市	鎌倉都市計画道路の変更(3・5・4号和田塚名越線)	1
2	4362	鎌倉市	鎌倉都市計画道路の変更(3・5・7号腰越大船線)	5
3	4363	南足柄市	南足柄都市計画道路の変更(3・5・1号関本開成大井線)	9
4	4364	南足柄市	南足柄都市計画道路の変更(3・5・5号千津島中沼線)	13
5	4365	南足柄市	南足柄都市計画道路の変更(3・5・7号飯沢栢山線)	17
6	4366	南足柄市	南足柄都市計画道路の変更(3・6・1号雨坪向田線)	21

議第 4361 号

鎌倉都市計画道路の変更

都計第 1166 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

鎌倉都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

鎌倉都市計画道路の変更(神奈川県決定)

都市計画道路中 3・5・4 号和田塚名越線を 3・5・4 号材木座名越線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・4	材木座名越線	鎌倉市材木座二丁目	鎌倉市大町五丁目	鎌倉市材木座二丁目	約 980m	地表式	2 車線	12m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

理由は別添理由書のとおり

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

鎌倉市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成25年8月に「鎌倉都市計画 都市計画道路の見直し方針」を策定しました。

この方針に基づき、関係機関と調整しながら詳細に検討した結果、3・5・4号和田塚名越線については、一部の区間を廃止、逗子市境付近の区間の計画線を変更し、車線の数を新たに決定します。また、路線の起点の変更に伴い、名称を3・5・4号材木座名越線に変更します。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
新	幹線街路	3・5・4	材木座 名越線	鎌倉市 材木座 二丁目	鎌倉市 大町 五丁目	鎌倉市 材木座 二丁目	約 980m	地表式	2 車線	12m		
旧	幹線街路	3・5・4	和田塚 名越線	由比ガ浜 三丁目	大町 四丁目	二	約 1,800m	地表式	二	12m		
		ただし		由比ガ浜 三丁目	材木座 一丁目		約 820m	地表式		18m		

議第 4362 号

鎌倉都市計画道路の変更

都計第 1167 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

鎌倉都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

鎌倉都市計画道路の変更(神奈川県決定)

都市計画道路中3・5・7号腰越大船線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・7	腰越大船線	鎌倉市腰越三丁目	鎌倉市小袋谷一丁目	鎌倉市手広三丁目	約 6,340m	地表式	2車線	12m	JR横須賀線と立体交差 幹線街路3・6・7号雪ノ下大船線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

理由は別添理由書のとおり

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

鎌倉市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成25年8月に「鎌倉都市計画 都市計画道路の見直し方針」を策定しました。

3・5・7号腰越大船線については、交差する3・6・2号腰越藤沢線が「鎌倉都市計画 都市計画道路の見直し方針」に基づき廃止することに伴い、隅切り部の区域を都市計画道路の区域から除外するために変更するものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の 交差の構造	
新	幹線街路	3・5・7	腰越 大船線	鎌倉市 腰越 三丁目	鎌倉市 小袋谷 一丁目	鎌倉市 手広 三丁目	約 6,340m	地表式	2 車線	12m	JR 横須賀線と立体交差 幹線街路 3・6・7 号雪ノ下大船線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 4 箇所	
旧	幹線街路	3・5・7	腰越 大船線	鎌倉市 腰越 三丁目	鎌倉市 小袋谷 一丁目	二	約 6,340m	地表式	2 車線	12m	JR 横須賀線と立体交差 幹線街路 3・6・7 号雪ノ下大船線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 5 箇所	

議第 4363 号

南足柄都市計画道路の変更

都計第 1168 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

南足柄都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・1 号関本開成大井線を 3・4・1 号関本開成大井線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	関本開成大井線	南足柄市大雄町字浦山	南足柄市竹松字上河原	南足柄市関本字本郷	約 2,790m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
なお、南足柄市関本地内に約 2,800 m ² の交通広場を設ける。											

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に適確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

南足柄市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成26年3月に南足柄都市計画道路の見直し方針を策定し、この3・5・1号関本開成大井線については、区間ごとの必要性の検証を行った結果、留保付存続路線として位置付けました。

この見直し方針に基づき、関係機関と調整をしながら詳細に検討を行った結果、3・5・1号関本開成大井線については、接続する3・5・7号飯沢栢山線の一部区間の廃止及び3・6・6号狩野広町線の廃止に伴い、一部区間で幅員を変更するものです。

また、今回の変更に合わせて、車線の数を2車線と定めるとともに、名称を3・4・1号関本開成大井線に変更するものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	幹線街路	3・4・1	関本開成 大井線	南足柄市 大雄町 字浦山	南足柄市 竹松 字上河原	南足柄市 関本 字本郷	約 2,790m	地表式	2車線	18m	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
		なお、南足柄市関本地内に約 2,800 m ² の交通広場を設ける。										
旧	幹線街路	3・5・1	関本開成 大井線	南足柄市 大雄町 字浦山	南足柄市 竹松 字上河原	南足柄市 飯沢及び 関本	約 2,790m	地表式	二	18m	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
		なお、南足柄市関本地内に約 2,800 m ² の交通広場を設ける。										

議第 4364 号

南足柄都市計画道路の変更

都計第 1169 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

南足柄都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・5 号千津島中沼線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・5	千津島 中沼線	南足柄市 千津島 字赤屋	南足柄市 中沼 字押切	南足柄市 関本 字南耕地	約 3,750m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に適確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

南足柄市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成26年3月に南足柄都市計画道路の見直し方針を策定し、この3・5・5号千津島中沼線については、区間ごとの必要性の検証を行った結果、留保付存続路線として位置付けました。

この見直し方針に基づき、関係機関と調整をしながら詳細に検討を行った結果、3・5・5号千津島中沼線については、接続する3・6・3号富士フィルム駅前線の一部区間の廃止に伴い、隅切り部の区域を都市計画道路の区域から除外するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	幹線街路	3・5・5	千津島 中沼線	南足柄市 千津島 字赤屋	南足柄市 中沼 字押切	南足柄市 関本 字南耕地	約 3,750m	地表式	2車線	15m	幹線街路と 平面交差 5 箇所	
旧	幹線街路	3・5・5	千津島 中沼線	南足柄市 千津島 字赤屋	南足柄市 中沼 字押切	南足柄市 関本 字南耕地	約 3,750m	地表式	二	15m	幹線街路と 平面交差 5 箇所	

議第 4365 号

南足柄都市計画道路の変更

都計第 1170 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

南足柄都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・7号飯沢栢山線を 3・5・7号狩野栢山線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・7	狩野栢山線	南足柄市狩野字箱根免	南足柄市塚原字在郷島	南足柄市塚原字松下	約 2,160m	地表式	2車線	12m	伊豆箱根鉄道大雄山線と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に適確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

南足柄市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成26年3月に南足柄都市計画道路の見直し方針を策定し、この3・5・7号飯沢栢山線については、区間ごとの必要性の検証を行った結果、一部区間を廃止しても道路交通処理上支障が無い路線と位置付けました。

この見直し方針に基づき、関係機関と調整をしながら詳細に検討を行った結果、必要性が低下した3・5・7号飯沢栢山線の起点から約840mの区間を廃止するとともに、名称を3・5・7号狩野栢山線に変更するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	幹線街路	3・5・7	狩野 栢山線	南足柄市 狩野 字箱根免	南足柄市 塚原 字在郷島	南足柄市 塚原 字松下	約 2,160m	地表式	2車線	12m	伊豆箱根鉄 道大雄山線 と平面交差 1箇所	
旧	幹線街路	3・5・7	飯沢 栢山線	南足柄市 飯沢 字西海戸	南足柄市 塚原 字在郷島	南足柄市 狩野及び 中沼	約 3,000m	地表式	二	12m	幹線街路と 平面交差 1 箇所 伊豆箱根鉄 道大雄山線 と平面交差 1箇所	

議第 4366 号

南足柄都市計画道路の変更

都計第 1171 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

南足柄都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・6・1 号雨坪向田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・6・1	雨坪 向田線	南足柄市 雨坪 字北条田	南足柄市 向田 字星ヶ崎	南足柄市 関本 字本郷	約 1,650m	地表式	2車線	8m	幹線街路と 平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書

本県においては、社会経済情勢の変化に適確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

南足柄市では、都市計画道路について、計画決定時からの地域の状況変化等を考慮して、路線または区間ごとに必要性の検証を行い、平成26年3月に南足柄都市計画道路の見直し方針を策定し、この3・6・1号雨坪向田線については、区間ごとの必要性の検証を行った結果、留保付存続路線として位置付けました。

この見直し方針に基づき、関係機関と調整をしながら詳細に検討を行った結果、3・6・1号雨坪向田線については、接続する3・6・3号富士フイルム駅前線及び3・6・4号関本荇野線の一部区間の廃止並びに3・6・6号狩野広町線の廃止に伴い、隅切り部の区域を都市計画道路の区域から除外するものです。

また、今回の変更に合わせて車線の数を2車線と定めるものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	幹線街路	3・6・1	雨坪 向田線	南足柄市 雨坪 字北条田	南足柄市 向田 字星ヶ崎	南足柄市 関本 字本郷	約 1,650m	地表式	2車線	8m	幹線街路と 平面交差2 箇所	
旧	幹線街路	3・6・1	雨坪 向田線	南足柄市 広町 字水神松	南足柄市 向田 字星ヶ崎	関本 字本郷	約 1,650m	地表式	二	8m	幹線街路と 平面交差2 箇所	